

議第 59 号

下呂市家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例について

下呂市家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 4 月 26 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

農林水産省が定める家畜共済診療点数の改訂に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例

下呂市家畜診療等手数料条例（令和2年下呂市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
共 済 事 故 対 象 外 診 療	項目	単位	額（円）	項目	単位	額（円）	
	休日診療の項～証明書（診断書・検案書）発行手数料の項（略）			休日診療の項～証明書（診断書・検案書）発行手数料の項（略）			
	妊娠鑑定（直腸検査）	1頭 につき	き	妊娠鑑定（直腸検査）	1頭 につき	共済点数表（※1）「直腸検査」 B点（※2）× 10	
	妊娠鑑定（超音波検査）	1頭 につき	き	妊娠鑑定（超音波検査）	1頭 につき	共済点数表「超音波検査」 B点×10	
	分娩介助（※3）の項～除角の項（略）			分娩介助（※3）の項～除角の項（略）			
	採血	1頭 につき	き	採血	1頭 につき	共済点数表「採血」 B点×10	
受精卵移植の項～受精卵採卵の項（略）			受精卵移植の項～受精卵採卵の項（略）				
妊娠鑑定（直腸検査）	1頭 につき	き	妊娠鑑定（超音波検査）	1頭 につき	共済点数表「往診500m以内」		
妊娠鑑定（超音波検査）	1頭 につき	き	家畜共済診療点数表（※1）に準ずる。				
採血	1頭 につき	B点（※2）× 10					

改正後				改正前			
			き				
	車両負担金	1回につき	き		車両負担金	1回につき	B点×10
上記の他点数等の定めのない診療の項 (略)				上記の他点数等の定めのない診療の項 (略)			
※1～※3 (略)				※1～※3 (略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

農林水産省が定める家畜共済診療点数の改訂に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 3年毎に行われる改訂に対応するため、別表の記載を改めます。

(別表関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)